

資料 1 3 - 2

平成23年用寄附金付お年玉付き郵便葉書等に付加された寄附金を東日本大震災に係る被災者支援事業に配分することについて

(報告)

平成 23 年用寄附金付お年玉付き郵便葉書等に付加された寄附金を 東日本大震災に係る被災者支援事業に配分することについて

平成 23 年度年賀寄附金配分団体については、郵便事業株式会社において、昨年末の申請公募を経て、現在審査中ですが、本年 3 月 11 日（金）の東日本大震災が甚大かつ広域に及ぶものであり、被災者救助の緊急性等を踏まえて、同寄附金の一部を被災者救助に役立ててもらうため、再公募（平成 23 年 4 月 7 日～4 月 15 日）を実施し、審査が終了次第総務省に対して申請を行う予定。当該申請を受け、総務省において情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行う予定です。

1 配分対象団体

次の条件を具備する団体を条件とする。

- (1) 定款又は寄附行為に基づき、「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者の救助を行う営利を目的としない法人であること。
- (2) この寄附金を、次により使用して行おうとする事業の実施計画を有する団体であること。
 - ア この寄附金を下記 2 の配分対象事業の実施に必要な費用であって、設備の取得・改造・拡張若しくは整備又は物資の調達に充てるものであること。
 - イ この寄附金を使用して行おうとする事業に係る費用が総額 1,000 万円以上であること。
 - ウ この寄附金による事業を平成 23 年 11 月 30 日（水）までに完了すること。

2 配分対象事業

「風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う事業」（「お年玉付き郵便葉書等に関する法律」（昭和 24 年法律第 224 号）に定められた 10 の事業分野の 1 つ）を行う団体のうち、特に「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者の救助を目的とする事業を対象とします。

3 寄附金額

寄附金総額は 1 億円とします。

申請及び郵便事業株式会社の審査状況

郵便事業株式会社では、4月15日に公募を締切り、申請団体が資格のある法人かどうか、東日本大震災の発生による被災者救助を目的とする事業に該当するかどうか等について審査中。(本年4月下旬 当省に認可申請予定)

(参考) 申請団体数及び申請総額

東日本大震災被災者救助助成

① 公募期間	平成23年4月7日(木)～同年4月15日(火)
② 申請団体	45団体
③ 寄附金申請総額	9億2,004万円

団体種類別申請件数(45件)

社会福祉法人(3件)、NPO法人(34件)、その他(8件)

〔資料 1〕

「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者救助支援のための 年賀寄附金配分申請要領

東北地方太平洋沖地震の発生による被災者救助支援のため、平成 23 年用寄附金付お年玉付年賀はがき及び同切手に付加された寄附金の配分を希望する団体を次のとおり再公募いたします。

申請受付期間：平成 23 年 4 月 7 日(木)から同年 4 月 15 日(金)

1 趣旨

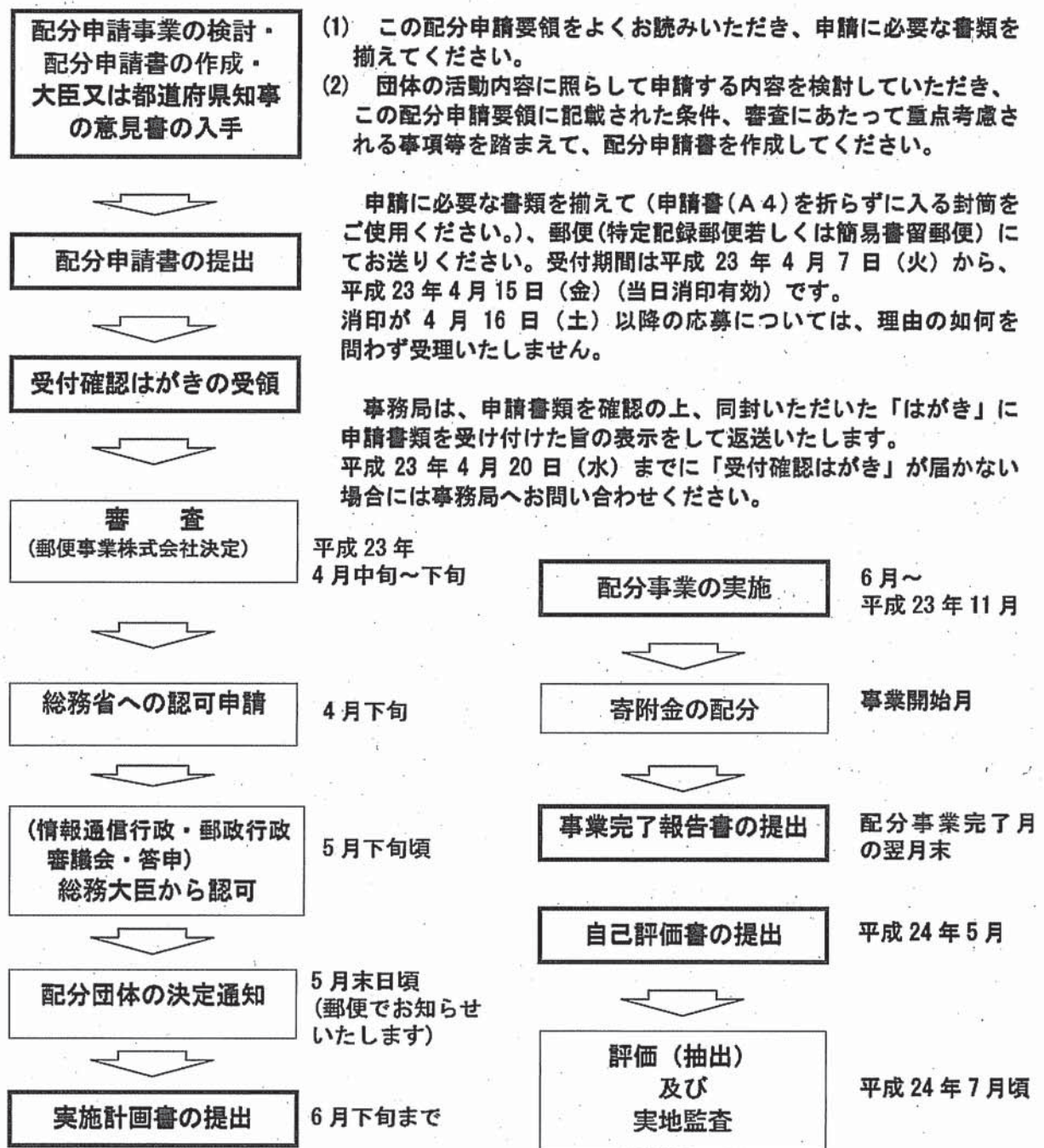
平成 23 年度年賀寄附金配分団体については、昨年末の申請公募を経て、現在審査中ですが、本年 3 月 11 日（金）に発生した東北地方太平洋沖地震の発生により受けた被害が甚大かつ広域に及ぶものであり、また、被災者救助の緊急性等を踏まえて、同寄附金の一部を被災者救助に役立ててもらうため、再公募を実施するものです。

2 申請のできる団体

次の条件を具備する団体とします。

- (1) 定款又は寄附行為に基づき、東北地方太平洋沖地震の発生による被災者の救助を行う営利を目的としない法人であること。
- (2) この寄附金は、次により使用して行おうとする事業の実施計画を有する団体であること。
 - ア この寄附金を下記 4 に明記した対象事業の実施に必要な費用であって、設備の取得・改造・拡張若しくは整備又は物資の調達に充てるものであること。
 - イ この寄附金を使用して行おうとする事業に係る費用の総額が 1,000 万円以上であること。
 - ウ この寄附金による事業を平成 23 年 11 月 30 日（水）までに完了すること。

3. 配分事業の流れ



※ 太線（）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

4 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う事業」（「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日第224号）に定められた10の事業分野の1つ）を行う団体とし、特に東北地方太平洋沖地震の発生による被災者の救助を目的とする事業を対象とします。

事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成23年11月30日（水）までに経費の精算（支払い）も含めて完了するものを対象とします。

なお、救助活動に係る人件費や旅費交通費は対象外経費となりますので、ご注意ください。

5 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）又は郵便CSRブログ（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>）からダウンロードできます。

(1) 申請書類（必須提出書類）

- ① 年賀寄附金配分申請書
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書
※意見書の入手には時間が必要です。
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 申請事業費に係る見積書又はカタログ等の積算資料
- ⑤ 郵便はがき

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。

(2) 説明資料

- ① 団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ② その他必要と考える説明資料

(3) 提出先

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便（申請書（A4）を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便）にてお送りください

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、特に「意見書」は必須ですので、よくご確認の上、提出ください。

(申請書様式の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

東京都千代田区霞が関 1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室内

年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401

FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 をお願いいたします。)

受付期間は平成 23 年 4 月 7 日 (木) から、平成 23 年 4 月 15 日 (金) (当日消印有効) です。消印が 4 月 16 日 (土) 以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク (印刷、ボールペン、万年筆) の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。

なお、コピーは両面刷りにしないでください。

- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加等は認めていません。同ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいません。
- ④ 審査は申請書類 (添付資料を含む) のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

6 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成 23 年 5 月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果について書面にてお知らせいたします。
- (3) 寄附金は事業の開始月に全額を配分いたします。

7 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、物資調達はその物資へ、施設の取得・改造・拡張などはその施設へ、年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。

(詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。)

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「郵便事業株式会社により年賀寄附金配分を受けました」旨の記述をお願いします。

8 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」を提出していただきます。

9 監査

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が監査のために派遣され実地にて監査を行います。

10 お問い合わせ

申請書提出先（年賀寄附金事務局）までお問い合わせください。

11 その他ご注意

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

以 上

(参考)

1 関係法令文

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。 - 一 発行の数 - 二 販売期間 - 三 くじ引の期日 - 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数 - 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続 (寄附金付郵便葉書等の発行) 第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てて、これを寄附目的とするものでなければならぬ。 - 一 社会福祉の増進を目的とする事業 - 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 - 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 - 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 - 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 - 六 文化財の保護を行う事業 - 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 - 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 - 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範囲かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。 - 一 寄附目的 - 二 発行の数 - 三 販売期間 - 四 付加される寄附金の額 4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。 (寄附の委託) 第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとす。 (寄附金の処理等) 第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。	（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。 （寄附金の配分を受けるための申請の手続） 第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。 - 一 申請団体の名称及び住所 - 二 申請団体の行う事業 - 三 寄附金を使用して行おうとする事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期 - 四 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎 - 五 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期 2 前項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。	（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の公募（以下単に「公募」という。）は、寄附金の配分を受けるための申請の受付期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞、インターネットその他の適切な方法により行わなければならない。 2 公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。 - 一 寄附金の配分を受けることができる団体の資格 - 二 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間及び場所 - 三 申請に必要な書類 - 四 配分団体の選定の方法

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。 第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであった配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。 （寄附金の経理等） 第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。 2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。 第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。 （協議等） 第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。 （政令への委任） 第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に必要なる事項は、政令で定める。 （罰則） 第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。	（審議会等で政令で定めるもの） 第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。	

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。	(寄附金の配分団体等の決定の認可) 第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。	(認可申請書に記載する事項) 第二条 令第三条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 - 一 配分団体の名称及び住所 - 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行うとする事業の概要 - 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 - 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 - 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第七条第二項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 - 三 法第九条第二項の規定により寄附金に充てられた金額 (配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請) 第三条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。 (配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可申請) 第四条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。